

自立支援医療を利用中の皆様へ

こころの医療たいようの丘ホスピタル内の薬局での処方が

平成24年10月31日で終了になります。

○現在通院中の皆様へは大変お手数をお掛けしますが、平成24年10月末までに自立支援医療受給者証の指定医療機関にご希望の薬局を追加申請していただくことになります。

○申請窓口はお住まいの市町村役場の担当窓口になります。

○申請の際は、①『印鑑』、②現在お手元にある『自立支援医療受給者証』、③『ご希望の薬局の名称・住所・電話番号』が必要になります。申請書は市町村役場の窓口にあります。

○薬局の追加申請の手続きをされなかった場合、平成24年11月1日以降は薬局での支払額が3割負担になり、上限適用も受けられなくなりますので、ご注意ください。

○薬局の追加申請は、自立支援医療の継続申請とは別の申請になります。現在お手元にある自立支援医療受給者証の末期限が、平成24年10月末・11月末・12月末の方は特にご注意ください。

○ご不明な点がございましたら、病院窓口にご相談ください。

平成24年8月 こころの医療 たいようの丘ホスピタル

